

平成28年新居浜地区林野火災予防協議会議事録

- 1 日 時 平成28年1月21日（木） 14時00分～15時00分
- 2 場 所 新居浜市消防本部3階 32会議室
- 3 出席者 20名（別紙のとおり）
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 1名
- 6 議事
 - （1）第1号議事 平成27年林野火災予防対策基本計画について
 - （2）第2号議事 平成27年林野火災予防対策結果について
 - （3）第3号議事 平成28年林野火災予防対策基本計画（案）について
 - （4）第4号議事 その他

7 会議録

（1）開会

○事務局（予防課主幹）

本日は、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

只今から、平成28年新居浜地区林野火災予防協議会を開催いたします。

まず最初に、会長あいさつを消防本部 藤田消防長にお願いいたします。

（2）会長あいさつ

○消防長

新居浜地区林野火災予防協議会の開催にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、またお寒い中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素より、本市の消防行政に格別のご理解とご支援を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成27年中の本市の火災概況でございますが、火災件数は32件で、前年と比較いたしますと、4件の増加となっております。

種別といたしましては、建物火災が16件、林野火災が2件、車両火災が1件、その他の火災が13件となっており、建物火災は全体の5割を占め、建物用途別では住宅火災が8件と最も多く発生しております。

また、火災による死者及び負傷者につきましては、死者はございませんでしたが、5名の方が負傷されております。

なお、林野火災につきましては、1月18日の生子山と、3月31日の郷山で発生し、2件共に

山火事防止火気使用制限区域内でございました。

皆様もご承知のように、林野火災は春先を中心に発生しておりますが、この時季は空気の乾燥や強風などにより、山火事が発生しやすい気象条件の上に、行楽シーズンとなることから入山者が多くなる時期でもございます。

また、出火原因につきましても、そのほとんどが火の取扱いや不始末によるもので、人為的な要因による出火が占めております。

このようなことから、本年につきましても、入山者や林野周辺住民等に対しまして、山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、各機関の皆様方には、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

最後になりますが、今後とも当協議会の運営に対しまして、ご指導いただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は宜しく願いいたします。

(3) 出席者紹介

○事務局（予防課主幹）

ありがとうございました。

続きまして、本日ご出席の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。

最初に、愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課様からお願いいたします。その後、時計回りの順でお願いします。

…………… 〈 出席者の自己紹介 〉 ……………

ありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

…………… 〈 事務局の自己紹介 〉 ……………

○事務局（予防課主幹）

それでは議事に入らせていただきます。会議の議長は、規約により藤田消防長にお願いいたします。

(4) 議事

○議長（消防長）

それでは、次第に従って議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1号議案「平成27年林野火災予防対策基本計画について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（予防課長）

はい。それでは、「平成27年林野火災予防対策基本計画」について、ご説明致します。

お手元の資料、1ページから3ページをお目通し下さい。

まず、1. 特定区域の火気の使用制限区域といたしまして、河北山 525ha、郷山 106ha、長野山 126ha、生子山 10ha の4区域を定め、平成27年3月1日から4月30日までの間、区域内での、たき火や草焼き、歩行中の喫煙や作業中のくわえ煙草の禁止。また、たばこの吸い殻などの後始末について制限を致します。

次に、本計画の周知方法といたしまして、市長公告、市政だより等の広報誌への掲載、防災行政無線を活用した自治会広報塔、制札板、山林パトロール等での広報を行い、市民の皆様にも周知するとしております。

なお、本計画の適用法令は、消防法第 23 条の規定に基づきます。

次に 2 ページをお開きください。

まず、2. 制札、立て看板、のぼり等の設置につきましては、補修等が必要な箇所を行うこととし、3. たばこの投げ捨て防止対策の推進につきましては、山林パトロール実施時に、入山者に対して広報指導を行います。

4. 山林パトロールの実施につきましては、当期間中、消防本部・署・消防団・関係機関の皆様により、市内各所で実施いただき、5 の、防火意識を高揚するための広報及び放送宣伝につきましては、先ほど申しましたように、各種広報媒体を通じて行います。

次に、6. 初期消火のための「みんなの消火用水」の補充整備につきましては、山林パトロール実施時に、補充が必要なものについて実施いたします。

なお、7. その他でございますが、今回は特にございません。

また、次ページは、本計画の制限区域を示した地図でございます。

以上でございます。

○議長（消防長）

次に第 2 号議案、「平成 27 年林野火災予防対策結果について」でございます。昨年、各機関におかれましては、林野火災予防対策を計画実施いただいておりますが、その結果についてご報告をお願いいたします。まず、事務局からお願いします。

○事務局（予防課長）

はい、それでは、資料の 4 ページ、5 ページをお開きください。

「平成 27 年林野火災予防対策基本計画」に基づきまして、3 月 1 日から 4 月 30 日までの間、実施致しました、結果についてご報告いたします。

まず、1. 特定区域の火気使用制限の実施につきましては、制限区域、制限期間、制限事項、適用法令について、当該基本計画に基づき、各種方法により周知をいたしました。周知方法につきましては、市長公告をはじめ、以下、記載しているとおりでございます。

次に、2. 制札、立て看板、のぼり等の設置でございますが、7 ページ、8 ページの折り込み地図をお開きください。赤の実線で囲んだところが、制限区域でございます。

左の端が河北山、中央が郷山、中央下方が生子山、右の端が長野山になります。この、区域内及び周辺に、制札板が 60 ヶ所、大型看板が 2 ヶ所、みんなの消火用水が 12 ヶ所、県からの依頼による山火事防止看板が 33 ヶ所、また、防火標識が 17 ヶ所設置してございます。

それでは、4 ページの方にお戻りください。

3. たばこの投げ捨て防止対策の推進では、山林パトロール時にあわせて広報を行いましたが、その場所といたしまして、市民の森、滝の宮公園、ほかで行っております。

次に、4. 山林パトロールの実施でございますが、9 ページをお開きください。

当期間中、消防本部、署、消防団、関係機関において実施いただいたパトロール状況を記載しております。各機関におけます実施状況につきましては、このあと、ご報告いただきますが、当期間中、合計で161回、延べ人員727名の方に実施いただいております。

以上が山林パトロールの実施状況でございます。

それでは5ページにお戻りください。

5. 防火意識を高揚するための広報及び放送宣伝でございますが、火気使用制限の周知を、広報誌や自治会広報塔等で行いました。

次に、6. 初期消火のための「みんなの消火用水」の補充整備につきましては、山林パトロール時に、行っております。

最後に、実施結果でございますが、「平成27年林野火災予防対策基本計画」に基づきまして、各関係機関の皆様のご協力を得て、林野火災の防止に取り組んでまいりましたが、残念ながら、えんとつ山と郷山で火災が発生いたしました。

しかしながら、えんとつ山では、中学生による「みんなの消火用水」を活用した初期消火により、最小限の被害に食い止めることができ、また、郷山におきましても、関係機関及び消防団のご協力、ご支援により、延焼拡大することなく、鎮火に至っております。

今後におきましても、林野火災を防止するため、引き続き、市民には、本計画により、防火意識の普及高揚を図り、また各関係機関が一体となった林野火災予防対策を推進していくことが必要であると考えております。

以上が結果報告でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

それでは、順次ご報告をお願いいたします。

まず、愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課さまからお願いいたします。

○愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課

27年度につきましても、県と致しましては、春の行楽シーズン、入山が増える3月につきましては国が毎年実施しております全国山火事予防運動につきまして、山火事予防広報の開始、また山林火災防止パトロールなどを関係機関と協力して実施いたしました。

また、当課が主催いたします会議や研修会など機会を捉えまして、山火事防止について普及啓発を行いました。また、あわせて県が土地所有者と保守契約をいたしまして森林を管理しておりますので、そういうところの森林作業につきまして、業者につきまして山火事防止の観点から注意喚起は行っています。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、いしづち森林組合さま、お願いいたします。

○いしづち森林組合

いしづち森林組合は、山林のパトロールを、火災の多い3月4月を重点的に、主に金子山とか郷

山を重点的に実施いたしました。組合員については、組合員だよりを年間2回から3回発行しており、その際に普及啓発を行っております。職員については、毎週月曜日に朝礼がございますので、その時に、火気の取扱いの注意を行っております。

現場の者については、毎月20日に労働安全会議というのがありますので、火気の取扱いについて注意を促しております。そして、日常的には現場に職員がいますので、その時に火気の取り扱いについては注意をしております。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、住友金属鉱山(株)別子事業所さま、お願いいたします。

○住友金属鉱山(株)別子事業所

当事業所でございますが、春の全国火災予防運動期間前の、2月23日に、社内の防火担当者の会議を行いまして、林野火災予防について従業員への周知を行っております。山林パトロールにつきましては、3月1日から4月30日にかけて、土曜日、日曜、祝祭日のうち、先ほどご報告がありましたように、3月に5回の人員11名、4月に7回の人員11名で、河北山、滝の宮周辺の山林パトロール並びに広報を行ってまいりました。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、住友林業（株）新居浜山林事業所さま、お願いいたします。

○住友林業（株）新居浜山林事業所

当社につきましては、全国火災予防期間前に火の用心ののぼり、立て看板等の整備を実施いたしました。林野火災パトロールにつきましては、3月1日から4月30日まで間、土曜日、日曜日及び祝祭日の雨天時以外に、先ほどご報告がありましたとおり、3月に7日、人員7名、4月に8日、人員8名が、河北山林で13時から15時までの間、パトロールを実施いたしました。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市農業協同組合さま、お願いいたします。

○新居浜市農業協同組合

先ほど皆様がお話していただきましたが、当JAは山林を持っていませんが、農業関係が多数おります。そのなかで生産部会というのがありまして、20くらいの部会のなかで、民家や山林の近くでのたき火や野焼きの禁止を指導しております。

それと、JAの機関誌がございますので、3月号に林野火災予防対策計画を掲載しています。また、女性の部会というのが全支所にありますので、地域の方にもその辺を話していただくよう伝えております。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市消防団さま、お願いいたします。

○新居浜市消防団

消防団でございますけれど、3月・4月の日曜日、祝祭日に、河北山、郷山、長野山、生子山におきまして山林パトロール及び広報宣伝を行いました。全17分団あわせまして、3月に57回、4月に49回、合計106回、延べ人員616名にて実施をいたしております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市婦人防火クラブ運営協議会さま、お願いいたします。

○新居浜市婦人防火クラブ運営協議会

婦人防火クラブでは、10月にイオンモールで実施しました防災フェアや各地区で行われる文化祭などの催し物において、火災予防並びに住宅用火災警報器の普及推進を目的とした広報をしていて、リーフレット等の配布やアンケート調査などを実施しました。そのような予防活動を通じて、林野火災の未然防止を含めた広報宣伝を実施いたしました。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、秘書広報課、お願いします。

○秘書広報課

秘書広報課は、市の広報全般を担当しておりますので、27年につきましても、こちらのホームページにあります、林野火災予防山火事防止月間、3月から4月にあわせまして、市政だよりの3月号をはじめ、ケーブルテレビやホームページ等による広報を、担当課であります予防課からの依頼によりまして、行ってまいりました。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、地域コミュニティ課、お願いします。

○地域コミュニティ課

地域コミュニティ課におきましては、新居浜市の連合自治会の事務局を担当いたしておりますことから、消防本部とともに連携いたしまして、毎年、各自治会に対して、林野火災を含めた火災予防への協力依頼を行っております。また、防災行政無線を利用いたしまして自治会の広報塔により、林野火災の規制区域や規制事項等についての広報を行い、周知を図りました。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、農林水産課、お願いします。

○農林水産課

農林水産課は、県森林林業課の方から来るポスターで啓発させていただいております。市民の森が農林水産課の管理になりますので、学習館に常駐する職員を配置しております。この職員については、朝出勤時と日中と退社時の3回、公園内をパトロールするようなかたちで毎月の報告を受けております。また、職員等も市民の森には定期的に行っておりますので、その際に紹介のありました「みんなの消火用水」の配置の確認であるとか破損状況がないかどうかの確認させていただいております。

それ以外の部分で言うと、最近有害駆除対策の方が多くなっており、この際に林道であるとか、市民の森の山中に居るケースが多いので、その際の山火事防止看板の破損状況であるとか、そういったものをあわせて管理するようにしております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、都市計画課、お願いします。

○都市計画課

都市計画課においては、河北山の一部が滝の宮公園となっております。また、生子山、通称えんとつ山の北側斜面につきましても都市計画課の管理となっておりますので、滝の宮公園においては、職員による公園巡視や管理委託をしております公園委託業者による日常のパトロールの強化をしてもらう。また、樹木の剪定時や作業時の業者による監視、特に花見シーズンには、滝の宮公園は賑わいますので、警備員による監視も行っております。

また、生子山につきましては、ボランティア活動を実施しております、えんとつ山クラブさんの協力を得て、火災予防を進めています。

しかしながら、昨年は1月18日に16平方メートルを焼失する火災が生じて非常に残念な結果となってしまいましたけれども、山火事防止の看板をえんとつ山クラブさんの協力を受けて、5か所設置いたしました。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、総務警防課。

○消防本部総務警防課

総務警防課です。先ほど消防団長から説明がありましており、山林パトロールの実施につきましては、毎年消防団に依頼し、3月、4月の二か月間、日曜日、祝祭日に、山林周辺や山林内において山林パトロールを実施し、市民に山火事防止を呼び掛けてまいりました。また、二月末には市内3地区におきまして、消防団が山林火災の防御訓練を実施し、地域の住民に林野火災の防止を呼

び掛けております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、北消防署。

○北消防署

北消防署につきましては、3月からの規制に先立ちまして、昨年末の12月に、制札板とみんなの消火用水の調査を実施しております。

制札板につきましては、設置箇所24ヶ所のうち2ヶ所に器物の劣化が視られましたので新しいものに更新しております。そのほか、1ヶ所に雑草等により侵入障害となるものがありましたので、こちらにつきましても、すぐ横にあります遊歩道入口の方に移設しております。そのほかにつきましては、設置状況は良好です。

次に、消火用水4ヶ所でございますが、こちらにつきましては全て設置状況は良好です。

最後に、山林パトロールですが、火気使用制限期間の3月、4月の土曜日に、制限区域内を中心に合計7回、延べ人員28名にて実施しております。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、南消防署。

○南消防署

はい、南消防署につきましては、山林パトロールは制限区域を中心に、3月、4月の土曜日の午後に実施し、計7回、延べ人員と致しまして22名で実施しております。

また、昨年12月に制札板とみんなの消火用水などの管理状況について調査をしました結果、県道金子中萩停車場線北に設置しています「みんなの消火用水」のポリタンクが劣化により破損しておりましたので、更新しております。なお、看板など補修の必要なものにつきましては、すべて補修・完了しております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、川東分署。

○川東分署

川東分署の昨年の結果について報告いたします。まず、山林パトロールにつきましては、3月から4月末までの土曜日の午後、山火事規制特定区域である通称、郷山、また規制区域外である又野から阿島、荷内までの山すそを計5回、延人員にいたしますと15名で実施しております。

昨年、12月に制札板、みんなの消火用水などの調査をした結果、平尾墓園に設置しています「みんなの消火用水」のポリタンク40個あるのですがそのうちの3個が破損しておりましたので、更新しております。制札板につきましては、15ヶ所全て設置状況は良好でした。以上でございます。

○議長（消防長）

どうもありがとうございました。それぞれの機関におかれましては、予防対策を立て、実施をいただき、誠にありがとうございました。

続きまして、第3号議案に移りたいと思います。

お手元の資料の12ページから14ページまで、「平成28年林野火災予防対策基本計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（予防課長）

平成28年林野火災予防対策基本計画（案）についてでございますが、12ページの1. 特定区域の火気使用制限の実施のうち、(2)の制限期間の年が、平成27年から平成28年へ変更、といった点を除きましては大きな変更点もなく、各種予防対策を引き続き実施してまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

先ほど、事務局から説明のあった平成28年林野火災予防対策基本計画（案）の中で、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

特に無いようでございますので、それでは各機関におかれましても各種対策を計画されていることと存じますので、その御予定がございましたら、発表をお願いいたします。

先ほどと同じく愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課さまからお願いします。

○東予地方局産業経済部森林林業課（30.00）

毎年なのですけれど、広報紙というものを毎年2月3月に発行いたします。その時にあわせて、特に山火事防止について啓発していきたいと思っております。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、いしづち森林組合さま。

○いしづち森林組合

いしづち森林組合は、例年どおりということになりますが、山林パトロールについては、3月、4月において、河北あるいは郷山地区を職員で重点的に実施したいと考えております。

日常的には現場に出しておりますので、その都度、市民あるいは外部から来られた方に対しても、注意喚起をしていきたいというふうに考えています。そして広報的には組合員だよりを通して組合員に注意喚起をして、また、ホームページなどにも載せて広報活動をしたいというふうに考えています。職員については職員会や朝礼において注意喚起をし、現場の者については毎月20日に労働安全会議というのをしておりますので、そこで実施をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、住友金属鉱山(株)別子事業所さま。

○住友金属鉱山(株)別子事業所

当事業所におきましては、平成 28 年におきましても、27 年度と同様にはなりますが、防火担当者を集めまして林野火災予防につきまして、社員並びに家族に対して周知していただくこととしております。また、山林パトロールにつきましても、こちらも昨年と同様ですが、土日祝祭日に、山林パトロール及び広報を計画しております。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、住友林業(株)新居浜山林事業所さま、お願いいたします。

○住友林業(株)新居浜山林事業所

平成 28 年におきましても、昨年と同様、全国火災予防期間前に火の用心ののぼり、立て看板等の整備を考えております。山林パトロールにつきましても、昨年同様、土曜日、日曜日、祝祭日の雨天日以外に、河北山で 13 時から 15 時の間、パトロールを実施していきたいと考えています。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、新居浜市農業協同組合さま。

○新居浜市農業協同組合

私どもも、昨年と同じ計画を予定しております。タシッポとかタケノコなどの山菜を収穫する家庭を対象に訪問して、山火事防止の指導を行っております。余談になりますが、市内にある 8ヶ所の JA の事務所で、火災予防のための消防訓練等が行われていませんでしたので、消火器の取り扱い方法など、今後ご指導願えればと思います。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、新居浜市消防団さま。

○新居浜市消防団

昨年と同様に山林パトロールを実施する予定でございます。
また、2 月 28 日の日曜日、観閲式のリハーサル終了後におきまして、全分団合同での山林火災防
御訓練を池田池一帯で行う予定でございます。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市婦人防火クラブ運営協議会さま。

○新居浜市婦人防火クラブ運営協議会

婦人防火クラブにおいても、昨年と同様に、各種イベントの際に広報宣伝に努めていきたいと考えています。

先ほど、JAさんからお話があったのですが、昨年で15回くらいになりますが、各地域において消防団と一緒に応急手当の指導をさせていただいておりますけれど、その時に、消防団が一般的な天ぷら油火災の消火の仕方など、クンレンダーを使っての初期消火訓練をされていますが、林野火災だけでなく、一般火災においても、広報に努めていきたいと考えています。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、秘書広報課。

○秘書広報課

昨年までに引き続きまして、消防本部からの依頼によりまして、すでに市政だより3月号に山火事防止月間を周知する記事を掲載しています。あわせて、ケーブルテレビ、ホームページ等活用しながら、消防本部と協力しながら広報啓発を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（消防長）

続きまして、地域コミュニティ課。

○地域コミュニティ課

地域コミュニティ課におきましても、昨年と同様にはなりますが、制限期間にあわせまして自治会広報塔による広報や連合自治会の理事会におきまして林野火災予防の周知を徹底したいと考えております。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、農林水産課。

○農林水産課

農林水産課も予防対策そのものは、昨年と同じような取り組む内容になりますが、課員上げて予防対策の意識を向上させたいと、それぞれの火気の取り扱い等についての確認監視を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

最後に、都市計画課。

○都市計画課

都市計画課としても去年と同様の取り組みをするのですが、生子山につきましては西側登山口にありました老朽化したトイレがありました。それを撤去いたしました。撤去しましたが、住友林業様のご協力を得まして、手洗い場を設置しておりますので、みんなの消火用水の補充もできますので、またご利用いただけたらと思います。

もう一つですが、生子山につきましては、山根公園の日本庭園の方からも現在登山できるようになっています。日本庭園側の登山口にも新たにみんなの消火用水をポリタンク 5つ設置して使える状態にはしております。以上でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

各機関、それぞれ計画を立てていただいておりますので、平成28年も引き続き、宜しくお願いいたします。

続きまして、第4号議案「その他」についてでございます。本日の議事の内容等、何かご意見や、今、この場で協議することがございましたら、ご発言をお願いします。

○東予地方局産業経済部森林林業課

質問とか意見ではないのですが、ドローンの活用などは検討されておりますか。県としましては、林野を管理する上で、そのようなものを持った方が良いのかと思っており、早く活用したいと思っているのですが、関係機関の皆様のなかで活用しているのであれば教えていただければと思います。

○総務警防課

先ほどのドローンの関係ですけれど、山火事発生時には空中からの撮影を行うことによって、山火事の状況はどういう方向に延焼しているのか、それと現在どのくらいの延焼状況にあるのかを把握しやすい。それによって、火災防御計画を立てやすい状況にあります。今現在、ドローンの導入については計画しておりませんが、当市の場合、山火事が発生いたしますと、愛媛県の防災航空隊のヘリコプターを上空から飛ばしまして、現在の状況を映像でこちらの方に届くようになっておりますので、それらの情報を見ながら山火事の消火方法とか防御方法を立てております。

○東予地方局産業経済部森林林業課

ありがとうございます。

○議長（消防長）

他の機関で、ドローンの導入を計画されているところはございませんか？

ございませんか？

よろしいでしょうか？他にございませんか？

○新居浜市農業協同組合

私ども農協の管轄に田畑が多いので野焼きをすることが多い。野焼きをしないように指導しているのですが、田畑で刈り取った草は燃やしても良いと認識している人がいるのですが、どう指導すれば良いのでしょうか？

○農林水産課

廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）のなかで決められていることは、野焼きは原則禁止です。原則禁止の中で、認められている例外規定というのがいくつかございまして、例外規定の中に、農地であれば農作物が畑で余ったものを焼却するという行為は認められています。農地で草を育てる訳ではないので、雑草を刈り取ったものを畑で焼くという行為は、例外規定の中には含まれないと私は解釈しています。

漁業者の方が、余った魚を荷揚げ場のところで焼却する行為は例外規定に含まれているもの。また、とうど焼とか慣習上認められているものとか、いくつか例外が認められているものがあります。

○新居浜市農業協同組合

そのような指導があるのであれば、そのように指導していきます。ありがとうございました。

○議長（消防長）

他にございませんか？

無いようでございますので、これで議事の進行を終わらせていただきます。

貴重なご意見、誠にありがとうございました。

今後とも林野火災予防という共通の課題の効果が上がりますよう、各機関の連絡を密にさせていただき、気を緩めることなく、平成28年の基本計画に沿って、火災予防対策を実施してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

それでは、事務局お願いします。

○事務局（予防課主幹）

御審議お疲れ様でした。

閉会にあたりまして、いしづち森林組合の伊藤様に閉会のおことばをお願いいたします。

(5) 副会長あいさつ

○いしづち森林組合

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成28年新居浜地区林野火災予防対策につきまして、熱心にご協議をいただき、誠にありがとうございました。

森林は、貴重な環境資源であります。そして、一度消失すると再生するまでに数十年の歳月を要するだけではなくて、土壌の保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害が誘発されて、大きな被害が発生する恐れがあります

しかしながら、山火事は人間の不注意によって発生することが多い訳ですから、一人ひとりが

火の取扱いに注意することで、山火事を未然に防止することができます。

かけがえのない貴重な森林を守るため、山林火災予防対策を講じて参りたいと考えておりますので、各関係機関の皆様には、なお一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(6) 閉会

○事務局（予防課主幹）

ありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年新居浜地区林野火災予防協議会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

平成28年新居浜地区林野火災予防協議会出席者名簿

構 成 員		出 席 者	
		職	氏 名
愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課		主 幹	渡 部 繁 治
		係 長	中 屋 佳 吾
いしづち森林組合		参 事	伊 藤 康 雄
住友金属鉱山株式会社別子事業所		課 長	合 田 厚 志
住友林業株式会社新居浜山林事業所		副所長	木 坂 政 義
新居浜市農業協同組合		組合長	福 本 頼 幸
新居浜市消防団		団 長	高 橋 眞 次
新居浜市婦人防火クラブ運営協議会		会 長	宮 前 港
新居浜市企画部秘書広報課		課 長	神 野 賢 二
新居浜市市民部地域コミュニティ課		課 長	岡 松 良 二
新居浜市経済部農林水産課		副課長	田 口 博 徳
新居浜市建設部都市計画課		課 長	庄 司 誠 一
新居浜市消防本部		消防長	藤 田 秀 喜
新居浜市消防本部総務警防課		課 長	相 坂 孝 二
新居浜市北消防署		署 長	原 義 郎
新居浜市南消防署		署 長	秋 月 健 一
新居浜市北消防署川東分署		分署長	森 賀 俊 雄
事務局	新居浜市消防本部予防課	課 長	藤 田 佳 夫
		主 幹	塩 崎 誠
		主 任	河 合 昭 弘

